

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会(第32回)議事要旨

日時: 令和元年5月31日(金) 14時30分～16時00分

場所: 経済産業省本館17階 国際会議室

出席者

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
竹股 邦治 イーレックス株式会社 常務取締役
佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事
都築 直史 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長
中村 肇 東京ガス株式会社 電力トレーディング部長
内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
(代理出席: 紀ノ岡 幸次 エネルギー・環境企画部長)
鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員
エネルギーソリューション事業本部長
(代理出席: 海宝 滋 電力再エネ事業部副部長)
山田 利之 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部
技術担当部長

議題:

- (1) 非化石価値取引市場について
- (2) 第二次中間とりまとめについて
- (3) その他

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

TEL:03-3501-1511(内線 4761) FAX:03-3501-3675

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

■非化石価値取引市場について(非化石証書に関する既存契約見直し指針(案))

- ・異議はないが、既契約の見直しがどうなったのか、良い悪いだけでなく、どういうことが起こったのかは経営情報であるので難しいと思うが見ていただきたい。
- ・この制度を何のために入れたかという、非化石電源の投資のインセンティブが目的。長期契約で困いこんで、基本的に価格は変わらないとなると、インセンティブとならないのではないか。
- ・RPS でも同じようなことが起こったと思うと、この委員会でも何度も言ってきた。現実で何が起きているかは可能な範囲でこの制度の見直しがあるタイミングで、報告いただきたい。

- ・既存契約は非化石価値が顕在化せずに契約しているので、当事者の意思を明確かすることが主眼という認識。当事者の協議で確認等を進めていくということかと思う。
- ・2.(4) 収入の用途について非化石証書の趣旨を踏まえて収入の用途について契約上記載することが望ましいというのは大きなポイントになるか。

- ・既存の個別契約の話について、5P に望ましい使い方が記載されているが、それに対してこれの使い方を比較するには収入側のとらえ方を、全体と個別の対価といったような形でおそらく監視委に期待するところだと思う。
- ・モニタリングするときの加点になるので、対価についても対外取引、場合によっては社内取引においても場合でも部門別収支の中で明らかになるように検討をお願いしたい。

- ・公営電力のようなものの非化石は既存契約を見直していくことによって価格が顕在化するかわからないと思っている。
- ・既存契約に明確に取り決めが無いものは、発電事業者が市場にだすことは議論の余地があるか。

■第二次中間とりまとめについて

- ・非化石証書の購入費用の価格転嫁について、本作業部会において、オブザーバーから非化石証書の購入費用の価格転嫁が難しく、その場合、事業継続に大きな影響を与える懸念があるとの指摘があったところ。

・また、事務局としても、高度化法第14条の内容を踏まえ、国は証書購入費用費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、中間目標の導入等の趣旨を広報するとともに所要の環境整備を行うことが適切と記載頂いたが、証書の費用が転嫁できない場合は事業に与える影響も大きいいため、この点は最も重要と理解。是非、国がイニシアティブをとって、効果的な策を色々ご検討頂きたい。

・BL 市場の箇所に記載のある規制改革会議での提言、産業用価格を参照するという点は、監視等委員会で監視を行うと説明があったと記憶している。今までの議論から、エネ庁では個々の契約まではみるわけではないけれども、負荷率の高い電気、一般的な水準と比べるとおかしくないかという点は、エネ庁でみていくと思っていた。また、BL 市場において産業用と比べるというのは、単純に託送料金と小売料金を引いたものが負になっていないか確認するだけでなく、通常要するような小売りの営業費用等を引いて、きちんと監視すると言われたと思いこんでいた。すなわち、監視等委員会と役割分担をしていたと思っていたが、監視等委員会が BL 市場の監視も行き、追加で個別の価格を見て確認していくということか。

・具体的な監視の運用方法は、監視等委員会とつめた議論をしないと、決まらなないと考えている。従前からそう思っているが、BL 市場における内外無差別をみるためには、単に BL 市場の価格をみるだけでなく、小売り平均価格もあれば、ベースロードのコストもあれば、外部からの調達してくる電気の価格等いろいろな要素を勘案して、内外一致できているか見る必要があると考えている。個別を見たほうがいいのではないかと指摘をいただいているところだが、どういう形で個別をみるかというところは、監視委委員会と話しながら、今後検討していく必要があるのではないかと考えている。本資料はそういう趣旨で記載している。

・個々の契約をみて監視しろと言われたと受け止め、個々の契約まで見るとすると監視等委員会で追加で対応するということだと理解したが、以前議論したときには、エネ庁で標準的な契約との乖離は確認する、この場合当然産業量のはずであるが、産業用の標準的な料金と BL 市場の価格が、コンシステントかどうか、すなわち、個別の価格の監視に踏み込まない監視は依然としてやるのか、それとも個別の価格の監視をやるなら行わないのか。

・その点も含め、今後つめて考えていかなければいけないが、P58、P59 に従前からの監視方法を記載している。

・こうした大きな枠組みは、もしかすると監視等委員会で決めるのかもしれないが、この作業部会の中で議論してきた。BL 市場が開設されて、具体的に、誰がどういうふうに帳簿をみて、どういう風に監視をしていくかは、実務的な話なので、今後監視等委員会と決めていきたいと考えている。

・今までもエネ庁では監視の大枠を監視委と相談しながら決めてきた。今後も大枠の監視には関与して行きたい。

・市場が開いて取引が行われてしまうと、あとで監視を行い、おかしい点が見つかったも、一年はその価格になる。だから、ある意味で事前に、おかしな価格ではなく、ちゃんと合理的に説明できる価格を第

一回のときからちゃんと出してほしいため、ある意味で相当急ぐ話である。その点で、エネ庁がちゃんと見てくださると、約款をみるだとか、帳簿をみるというそういうレベルまではいかない範囲で、事前にちゃんとやってくれることがプレッシャーになって、あとから説明のつかないものを出さない圧力になっていると思う。そのため、これから詰めますはいいのですが、是非とも起こっちゃった後で対応するのではなく、あらかじめちゃんとシュアーになるように、ちゃんとみる、ということはぜひお願いしたい。

・BL 市場の解説の準備、制度設計もしているわけのため、今後も引き続き市場がうまくいくようにということについては、関与してしていく。

・こうした制度趣旨になっていること、内外無差別の考え方で監視をする方針になっているというところに関しては、エネ庁から関係事業者にも、丁寧に趣旨を理解してもらえようにつとめていく。

・非化石の関係では、P.44 の脚注に記載のとおり、本制度が小売の競争環境を歪めていないのか、という点からチェック&レビューが非常に重要と認識。

・規制改革会議の場でも電力小売市場の活性化に向けた提言として、非化石についても述べられたと理解している。是非、市場開設後もチェック&レビューを行って頂きたい。

・また、非化石証書の相対契約の監視についても非常に重要と認識。その取引価格に含まれる電気の価格と証書の価格というのは、当事者同士で任意に決めることが出来ると考えている。市場価格と相対取引価格に乖離があるのならば、そこに小売競争環境を歪める証左があるのではないかと考えている。是非綿密な監視をお願いしたい。

・第一フェーズについては、化石電源グランドファザアリングの導入など、新電力にも配慮して頂き感謝。また、今後、激変緩和措置等の具体的な値を決めるにあたっては、事業継続の観点からもその水準が非常に重要となってくると理解。

・フェーズ2以降の検討については、非化石電源を持つ者と持たない者の格差がますます拡大していくことが無いような制度設計を検討頂きたい。

・FIT 非化石証書の最低価格見直しについて今後検討していくということだが、資料上は事業者からの声が少ないと記載されており、検討をしないという風にも受け取れる。なるべく売れる水準にまで最低価格を持って行く必要があると思っている。2019 年度分の取引が行われるまでに検討が行われるべき。

・P.105: 蓄電池について応答速度が速く、慣性力の維持に資するという価値を、市場の中で埋没しないように評価できるよう検討していくことに大いに賛同する

・非化石証書購入費用の転嫁について、一律転嫁されたかどうかということはどうやって事後的に確認するのか。元の取引価格にきっちり非化石証書の購入価格が料金に反映されていないからといって、適切な料金転嫁がなされていないと見做されてしまうと困るケースがあるのではないかと。

・確実な転嫁が行われているとしても、取引価格が低下するようなケースは、名目的な支払い金額が必ずしも証書購入費用の増加額分を乗せないような可能性もあるので、どうやって事後的にモニターすればよいのかという点について考える必要があるのでは。

・非化石証書購入費用の価格転嫁について、図ったようにみんな一律でというのは問題があるのだと思う。また、経過措置料金の方で何かしらの措置を行わないと、経過措置料金が上がらなければ、結果として、自由料金の方も上げることが難しくなってしまう新電力にも影響がでる。

・非化石証書の購入費用を転嫁し、料金を上げるためのオプションとしての手段を引き続きご検討頂きたい。

・グランドファザリングや激変緩和措置設定の関係上、小売競争環境上、恐らくそれほど大きな影響はないのではないかと思うものの、次の改訂の機会を必ずしも待つというのではなく、不断の見直しを行うことが重要。

・これまでの議論を中間とりまとめとしてまとめていただいた事に感謝したい。また今後も各市場の課題が見えてきたら速やかに対応いただきたい。

・FIT 非化石証書の最低価格の1.3円について、元々確たる根拠があった数字ではないと認識している。例えば、FIT 非化石証書の最低価格を撤廃等も含めて、最低価格について今後議論頂きたい。

・具体的な中間目標値の設定など、今後年末にかけての整理・議論が非常に重要と考えている。

・小売競争環境への影響についてチェック、レビューが必要という意見がある一方で、非化石証書の制度としての趣旨を踏まえると、非化石証書の取引によって非化石電源の新設や更新状況についても進捗を確認することも重要と認識。

・ちょっとした制度の変更で場合によっては市場退出も検討するような事業者もいる。市場開設後も状況の監視をお願いしたい。

・容量市場で確実にkWが確保されたうえで、ΔkWを需給調整市場で確保することになると思う。制度改革の全体像、詳細な運用ルールをしっかりと理解して対応していかなければならないと思っている。そのためにも、各制度の関連性を考慮しながら極力シンプルな運用となるように検討をお願いしたい。

・価格転嫁については、透明性のある取引であることが重要。そのためには、非化石証書の取引においては、極力市場を介す方が望ましいのではないかと考えている。

・非化石価値というのは、系統電力のみを対象していると理解。今後は、自家消費の電力や蓄電池を活用するようなケースもあり、これらのような電力についても非化石価値を認めることとした方が良いのではないか。事業者の目標達成にも資するのではないか。

- ・非 FIT 非化石証書の制度導入後にも小売競争環境への影響を不断に見ていくという方針は賛同したい。
- ・個々の市場に囚われない監視のあり方が非常に大事だと思っている。一つは複数市場で取引をする小売電気事業者のトータルで見た負担がどうなるか、市場支配力の維持強化の問題。もう一つは、欧米で相場操縦の問題として議論されているが、ある市場でマイナスを出して、他の市場でプラスを出すようなことも射程に入れるべき

以上